

何選挙南極投票
ちゆう

○注意
こほしやしめい
らんない
ひとりか

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

【投票記載部分】

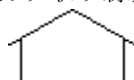
こほしやしめい
候補者氏名

（切り取り線）

【必要事項記載部分】

- 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項
①南極投票指定市町村名
都道府県 市町村 (区)
②この用紙を隊長に交付した年月日
年 月 日
③選挙の種類
④選挙人の選挙人名簿登録地市町村名
都道府県 市町村 (区)
- 不在者投票管理者の記載事項
①氏名(署名)
②投票記載場所
③この用紙を選挙人に交付した年月日
年 月 日
- 立会人の記載事項
氏名(署名)
- 選挙人の記載事項
①氏名(署名)
②住所
市区町村
③南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付年月日
年 月 日
- 代理投票の仮投票の場合
代理記載人の署名

（切り取り線）



ファクシミリ送信時の
用紙の向き

【注意事項記載欄】

- 「1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄には南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長が、「2. 不在者投票管理者の記載事項」欄には不在者投票管理者である隊長が、「3. 立会人の記載事項」欄には立会人が、それぞれ記載した後、交付されますので、選挙人は記載事項を消したり、修正を加えたりしないでください。
- 不在者投票管理者である隊長からこの投票送信用紙の交付を受けた選挙人は、投票の記載をする場所で「4. 選挙人の記載事項」欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。
- 投票の記載を行つた選挙人は、直ちに不在者投票管理者である隊長が指定したファクシミリ装置を用いて隊長から知らされた電気通信番号を用いて南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてにこの投票送信用紙を送信してください。
- 代理投票の場合は、「4. 選挙人の記載事項」欄には代理記載人が記載してください。
- 「5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名」欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。
- この投票送信用紙をファクシミリ装置を用いて送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。
- 選挙人は、ファクシミリ装置による送信を行つた後は、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに隊長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面にはり付けて、隊長に提出してください。

市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印

【必要事項記載部分】

1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項
- ①南極投票指定市町村名
都道府県 市町村 (区)
- ②この用紙を隊長に交付した年月日
年 月 日
- ③選挙の種類
- ④選挙人の選挙人名簿登録地市町村名
都道府県 市町村 (区)
2. 不在者投票管理者の記載事項
- ①氏名(署名)
- ②投票記載場所
- ③この用紙を選挙人に交付した年月日
年 月 日
3. 立会人の記載事項
氏名(署名)
4. 選挙人の記載事項
- ①氏名(署名)
- ②住所
市区町村
- ③南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付年月日
年 月 日
5. 代理投票の仮投票の場合
代理記載人の署名

【投票記載部分】

せいとう た
政党その他
せいじだんたい
の政治団体
めいしようまた
の名称又は
りやくしよう
略称

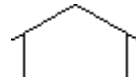
(切り取り線)

何選挙南極投票

せいとう
政党その他
の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

○ 注意
ちゅうい
せいじだんたい
めいしよう
りやくしよう
らんない
ひとつ

(切り取り線)

ファクシミリ送信時の
用紙の向き

【注意事項記載欄】

- 1 「1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄には南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長が、「2. 不在者投票管理者の記載事項」欄には不在者投票管理者である隊長が、「3. 立会人の記載事項」欄には立会人が、それぞれ記載した後、交付されますので、選挙人は記載事項を消したり、修正を加えたりしないでください。
- 2 不在者投票管理者である隊長からこの投票送信用紙の交付を受けた選挙人は、投票の記載をする場所で「4. 選挙人の記載事項」欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。
- 3 投票の記載を行つた選挙人は、直ちに不在者投票管理者である隊長が指定したファクシミリ装置を用いて隊長から知らされた電気通信番号を用いて南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてにこの投票送信用紙を送信してください。
- 4 代理投票の場合は、「4. 選挙人の記載事項」欄には代理記載人が記載してください。
- 5 「5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名」欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。
- 6 この投票送信用紙をファクシミリ装置を用いて送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。
- 7 選挙人は、ファクシミリ装置による送信を行つた後は、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに隊長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面にはり付けて、隊長に提出してください。

市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印

何選挙南極投票

○注意

一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

【投票記載部分】

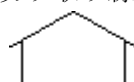
候補者氏名
又は
政党その他の政治団体の名称
もしくは略称

(切り取り線)

【必要事項記載部分】

- 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項
 - 南極投票指定市町村名
都道府県 市町村 (区)
 - この用紙を隊長に交付した年月日
年 月 日
 - 選挙の種類
 - 選挙人の選挙人名簿登録地市町村名
都道府県 市町村 (区)
- 不在者投票管理者の記載事項
 - 氏名(署名)
 - 投票記載場所
 - この用紙を選挙人に交付した年月日
年 月 日
- 立会人の記載事項
氏名(署名)
- 選挙人の記載事項
 - 氏名(署名)
 - 住所
市区町村
 - 南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付年月日
年 月 日
- 代理投票の仮投票の場合
代理記載人の署名

(切り取り線)



ファクシミリ送信時の
用紙の向き

【注意事項記載欄】

- 「1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄には南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長が、「2. 不在者投票管理者の記載事項」欄には不在者投票管理者である隊長が、「3. 立会人の記載事項」欄には立会人が、それぞれ記載した後、交付されますので、選挙人は記載事項を消したり、修正を加えたりしないでください。
- 不在者投票管理者である隊長からこの投票送信用紙の交付を受けた選挙人は、投票の記載をする場所で「4. 選挙人の記載事項」欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。
- 投票の記載を行つた選挙人は、直ちに不在者投票管理者である隊長が指定したファクシミリ装置を用いて隊長から知らされた電気通信番号を用いて南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてにこの投票送信用紙を送信してください。
- 代理投票の場合は、「4. 選挙人の記載事項」欄には代理人が記載してください。
- 「5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名」欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。
- この投票送信用紙をファクシミリ装置を用いて送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。
- 選挙人は、ファクシミリ装置による送信を行つた後は、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに隊長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面にはり付けて、隊長に提出してください。

市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印

備考

- 一 投票送信用紙は片面印刷の方法により調製しなければならない。
- 二 様式その一は衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の投票送信用紙の様式であり、様式その二は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票送信用紙の様式であり、様式その三は参議院比例代表選出議員の選挙の投票送信用紙の様式である。
- 三 投票送信用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 四 投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、南極投票指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 五 不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができる場合限り、南極投票指定市町村の選挙管理委員会はその定めるところにより、投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 六 投票記載部分に選挙の種類を記載する際には「第何回衆議院小選挙区選出議員選挙」等と記載しなければならない。
- 七 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票送信用紙の必要事項記載部分の「1. 選挙区名及び選挙区民衆の総数等」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。
- 八 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。